

「正当に訴訟する権利を侵害」 解雇無効訴訟、名古屋高裁が1審判決取り消し

毎日新聞 2020年10月23日 06時30分 (最終更新 10月23日 06時30分)



名古屋高裁と名古屋地裁が入る名古屋高地裁合同庁舎＝名古屋市中区で2019年9月30日、川瀬慎一郎撮影

トヨタグループの基礎研究機関「豊田中央研究所」（愛知県長久手市）から不当解雇されたなどとして、元研究員の女性が同社に解雇無効などを求めた訴訟で、名古屋高裁（古久保正人裁判長）が「正当に訴訟する権利を害している」として、1審の名古屋地裁判決を取り消し、審理を差し戻す判決を下したことが判明した。女性は「重大な違法行為だ」として1審の裁判官に対する弾劾裁判請求を検討している。差し戻し審の地裁判決は11月24日に言い渡される。

る。

女性は2019年3月に本人訴訟で提訴した。訴状によると、女性は不合理な課題を与えられ、上司から暴言を吐かれたと主張。同社は17年3月、「協調性を欠いている」などとして女性を解雇したとしている。1審の同地裁（豊田里麻裁判官）は「原告は命じられた業務を遂行しなかった」などとして19年9月に訴えを棄却した。女性は解雇無効に加え、1審の訴訟手続きの違法性を主張して控訴した。

今年5月20日付の控訴審判決によると、解雇を巡る裁判では原告の労働者側に反論の機会を与える必要があるが、1審は弁論の直前に原告が会社側主張の書面を受け取り、原告が簡略な書面しか準備できないのに弁論を終結させた。後に原告が反論の書面や弁論再開の上申書を提出したが、これを認めずに判決を下したと判断。「反論の意向を示しているのに押し切る形で弁論を終結させ、訴訟の手続き的正義の要請に反している」と指弾した。

さらに判決が民事訴訟法243条の定める「裁判をするのに熟したとき」にあつたとは「評価し得ない」と判断。弁論終結の裁量は「無制限ではない。違法と判断せざるを得ない」として、裁判所の裁量権の逸脱と認定した。

女性は取材に「違法な訴訟指揮で反論の権利を侵害された。法律の専門家である裁判所が違法行為をして判決を下すことは本末転倒だ。原告が素人だから、の対応だろうか」と話した。名古屋地裁はコメントしなかった。【川瀬慎一郎、井口慎太郎】

「本来の民事訴訟の姿からは異例」

「十分な主張、立証が尽くされ、それ以上新しいことが出てこないと確認してから終結するのが、本来の民事訴訟の姿だ」と一橋大法科大学院長の山本和彦教授（民事訴訟法）は話す。今回の1審判決は「争点整理に入らず、いきなり審理を終結させたのは異例だ」と指摘する。

山本教授によると、民事訴訟では原告に再度主張を求めたり、証拠を確認したりするのが一般的で、原告がただちに反論できない場合は、次回期日を指定する場合がほとんどという。

控訴審判決は、1審では会社側の書面を原告が受け取った4日ほど後に弁論が終結したとしている。この期間について、山本教授は「やや短い。法律の専門家でない原告の本人訴訟ならなおさら反論に時間がかかると考慮して審理を続けるのが一般的で、控訴審の判断は常識的だ」と話している。【井口慎太郎】

毎日新聞のニュースサイトに掲載の記事・写真・図表など無断転載を禁止します。著作権は毎日新聞社またはその情報提供者に属します。画像データは（株）フォーカスシステムズの電子透かし「acuagraphy」により著作権情報を確認できるようになっています。

Copyright THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.